

◆提出必要書類一覧表

追記箇所

提出必要書類	申請様式	1日当たりの売上高が (要請①)83,333円以下の場合 又は (要請②)75,000円以下の場合		1日当たりの売上高が (要請①)83,333円又は(要請②)75,000円を超えており、 売上高方式を選択した場合		1日当たりの売上高が (要請①)83,333円 又は (要請②)75,000円を超えており、 売上高減少額方式を選択した場合 (大企業を含む)		
		通常	新規創業者等 (開業1年未満)	通常	新規創業者等 (開業1年未満)	通常	新規創業者等 (開業1年未満)	
① 和歌山県営業時間短縮要請協力金（第3期）支給申請書	別記第1号様式	必須						
② 申請者情報等		必須						
③ 支給額算定書類（前期）		前期に係る申請の場合、必須						
④ 支給額算定書類（後期）		後期に係る申請の場合、必須						
⑤ 宣誓書	別記第2号様式	必須						
⑥ 役員名簿	別記第3号様式	法人の場合、必須						
⑦ 飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し ※1		必須						
⑧ 申請店舗の外観の写真：店舗名（屋号）が分かる店舗の外観の写真	写真等貼付台紙①	必須						
⑨ 申請店舗の内観の写真：店舗の内観写真等	写真等貼付台紙②	必須						
⑩ 営業時間短縮又は休業の実施状況と通常の営業時間がわかる写真等	写真等貼付台紙③	必須						
⑪ 申請者（法人の場合は法人名義）の銀行口座通帳の写し：振込口座確認書	写真等貼付台紙④	必須						
⑫ 本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）の写し	写真等貼付台紙⑤	個人の場合、必須						
⑬ 前年度、前々年度又は前々々年度の法人事業概況説明書の表面、裏面の写し		必要なし	必要なし	法人の場合、必須	法人の場合、必須 ※初回申告時期到来前など提出できない場合を除く	法人の場合、必須	法人の場合、必須 ※初回申告時期到来前など提出できない場合を除く	
⑭ 前年度、前々年度又は前々々年度の青色申告決算書又は白色申告収支内訳書の写し		必要なし	必要なし	個人の場合、必須	個人の場合、必須 ※初回申告時期到来前など提出できない場合を除く	個人の場合、必須	個人の場合、必須 ※初回申告時期到来前など提出できない場合を除く	
⑮ 店舗の売上台帳等の写し		必要なし	必要なし	必須 ※4 ※5	※⑰参照	必須 ※4 ※5	※⑰参照	
⑯ 店舗の2022年の売上台帳等の写し		必要なし	必要なし	必要なし	必要なし	必須	必須 ※要請期間中に開業した場合を除く	
⑰ 開業日から令和4年2月4日（又は同年2月27日）までの店舗の売上台帳等の写し ※2		必要なし	必要なし	必要なし	必須 ※5	必要なし	必須 ※5	
⑱ 要請期間中に閉店したことが分かる書類 ※3	写真等貼付台紙⑥	該当者のみ	該当者のみ	該当者のみ	該当者のみ	該当者のみ	該当者のみ	
⑲ 店内の設備等を揃えていることが分かる内観写真	写真等貼付台紙②	必要なし	該当者のみ ※6	必要なし	該当者のみ ※6	必要なし	該当者のみ ※6	
⑲ 開店日を告知していることが分かる写真	写真等貼付台紙⑦	必要なし	該当者のみ ※6	必要なし	該当者のみ ※6	必要なし	該当者のみ ※6	
⑲ 開業したことが分かる書類		必要なし	該当者のみ ※6	必要なし	該当者のみ ※6	必要なし	該当者のみ ※6	
⑲ 店舗の運営権を確認する書類		必要なし	該当者のみ ※6	必要なし	該当者のみ ※6	必要なし	該当者のみ ※6	
⑲ 開店準備を確認する書類又は開店日から1か月の営業実態を証する書類		必要なし	該当者のみ ※6	必要なし	該当者のみ ※6	必要なし	該当者のみ ※6	
⑲ 通常の営業時間を定めていることが分かる書類	写真等貼付台紙⑧	必要なし	該当者のみ ※6	必要なし	該当者のみ ※6	必要なし	該当者のみ ※6	

※1 申請者の名前と営業許可証の名前が異なっている場合で、それが共同経営者である場合には、別に定める様式の提出が必要です。詳しくは、事務局にお問合せいただくか、県ホームページを御確認ください。

※2 新規創業者等のうち、大企業の場合は売上高減少額方式しか選択できません。

また、別途、要請期間中（前期は令和4年2月5日から2月27日まで、後期は令和4年2月28日から3月6日まで。）の売上台帳等の写しが必要です。

※3 要請期間中に閉店した場合、閉店日が分かる掲示物の写真等の提出が必要です。

※4 1日当たりの売上高の算出において、月単位方式又は年単位方式を選択し、1店舗しか経営していない場合には提出不要となる場合があります。

※5 店舗内で雑貨等の他業種を営んでいる場合は、飲食の売上げが分かるよう、分けて記入してください。

※6 ⑲から⑳までについては、令和4年2月5日（土）から同年3月6日（日）までに開店又は店舗を新たに設けた事業者のみ、提出が必要です。

